

農業参入支援事業実施要領

第1 通則

農業参入支援事業の実施については、いしかわ里山みらいファンド事業実施要綱の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業において実施する事業は、以下の事業とする。

1 規模拡大支援事業

規模拡大支援事業は、別紙1に基づき、耕作放棄地の解消や未然防止を目指す法人等が行う一定規模以上の経営耕地面積の拡大を支援するための補助金を交付する事業をいう。

2 新規参入チャレンジ支援事業

新規参入チャレンジ支援事業は、別紙2に基づき、都道府県の行政区域を超えて農業参入を目指す法人が、参入計画の策定に向けて参入候補地において行う試験栽培の取組みを支援するための補助金を交付する事業をいう。

第3 事業の実施

1 この補助金の交付の申請は次により行うものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別紙様式1による交付申請書に必要書類を添え、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構（以下、「INATO」という。）が別に定める期日までに、農林総合事務所を通じて、INATOに提出するものとする。

(2) INATOは、(1)により提出された交付申請書が適切であると認められるときはこれを取りまとめの上、別紙様式2に意見を附して、協議会に提出するものとする。

(3) INATOは、(2)により意見を述べようとするときは、補助金の交付先及び交付額等の審査を行うために農業参入支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(4) (3)のほか、INATOは、農業参入支援事業の実施について意見を述べるため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

2 この補助金の交付決定後、事情の変更により、申請の内容を変更、中止又は廃止する場合は、次により申請を行い、協議会の承認を受けるものとする。

(1) 補助事業者は、別紙様式4による申請書に必要書類を添え、農林総合事務所を通じて、INATOに提出するものとする。

(2) INATOは、(1)により提出された申請書が適切であると認められるときはこれを取りまとめの上、別紙様式5に意見を附して協議会に提出するものとする。

3 この補助金の交付決定等は、次により行うものとする。

協議会は、交付申請書等の提出があり、協議会の事業計画に即していると認められる場合は、必要に応じ事業規模等についてINATOと調整したうえで、交付の決定又は決定の変更を行い、別紙様式3又は別紙様式6により、農林総合事務所を通じて、補助事業者に通知するものとする。

第4 補助金交付等の採択基準

- 1 規模拡大支援事業の交付決定等は、原則として次の観点から総合的に行うものとする。
 - (1) 規模拡大面積
 - (2) 経営耕地面積に対する規模拡大面積の割合
 - (3) 担い手不在農地の解消程度
 - (4) 本事業の対象者の社会的信頼性
 - (5) 地域の連携・合意
 - (6) 営農の継続性
- 2 新規参入チャレンジ支援事業の交付決定等は、別途審査を行うものとする。

第5 補助金の交付条件

協議会は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 1 補助事業の内容の変更（営農類型、又は規模拡大面積の20%以上の増減）をする場合においては、協議会の承認を受けるべきこと。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、協議会の承認を受けるべきこと。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告してその指示を受けるべきこと。
- 4 その他協議会が必要と認める事項

第6 補助金の請求等

- 1 補助事業者は、補助金を請求するときは、事業に着手した年度から最終年度の前年度まで、別紙様式7による補助金支払請求書を作成し、INATOが別に定める期日までに、農林総合事務所を通じて、INATOに提出するものとする。
- 2 INATOは前項により提出された補助金支払請求書が適切であると認められるときは、これを取りまとめの上、別紙様式8により、協議会に提出するものとする。
- 3 協議会は、補助金支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求に係る補助金を交付しなければならない。

第7 状況報告

- 1 規模拡大支援事業の実施にあたって、補助事業者は、事業に着手した年度から最終年度の前年度まで、毎年度、別紙様式9により事業遂行状況報告書を作成し、INATOが別に定める期日までに、農林総合事務所を通じて、INATOに提出するものとする。
- 2 INATOは前項により提出された事業遂行状況報告書が適切であると認められるときは、これを取りまとめの上、別紙様式10により、協議会に提出するものとする。
- 3 第1項の規定によるほか、協議会は、必要があると認める場合は、補助事業者から事業の遂行状況に関し、別途報告させることができるものとする。

第8 是正のための措置

INATOは、第7に規定する報告を受け、事業の成果が補助金の交付決定の内容、これに附した条件に適合しないと認めるとき、又は補助事業者の収支や財務内容が著しく悪化し事業の遂行に支障があると認めるときは、是正措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

第9 交付額の減額又は事業の中止若しくは廃止

- 1 協議会は、補助事業者が次の各号に該当するときは、交付額の減額又は事業を中止若しくは廃止することができる。
 - (1) 補助金を交付決定通知等において定められた用途以外に使用している、又は適正かつ効率的な使用に努めていないと認めるとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき。
 - (3) 補助事業者が、第7において定められた事業遂行状況の報告を行わないとき。
 - (4) 補助事業者が、第8に規定するINATOの指示に基づく是正措置を行っていないと認めるとき。
 - (5) 規模拡大支援事業にあつては、補助事業者が、第11の規定による額の確定通知のあった日から5年を経過した日までに、著しく事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき
 - (6) その他協議会が必要と認めるとき。
- 2 協議会は、前項の規定により交付額の減額又は事業を中止若しくは廃止した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を期限を定めて、返還させなければならない。

第10 実績報告

この補助金の実績報告は次により行うものとする。

- 1 補助事業者は、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類及び別紙様式7による補助金支払請求書を添え、INATOが別に定める期日までに、農林総合事務所を通じて、INATOに提出するものとする。
- 2 INATOは、事業実績報告書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めたときは取りまとめの上、別紙様式12に関係書類及び別紙様式8に準じて作成した書類を添えて、別に定める期日までに協議会に提出するものとする。

第11 額の確定

協議会は、第10の規定により提出された実績報告書が適正であると認められるときは、別紙様式13により補助金の額を確定し、農林総合事務所を通じて、補助事業者に通知するものとする。

第12 補助金の返還

協議会は、第9の規定に基づき補助金の返還を決定したときは、別紙様式14により、農林総合事務所を通じて補助事業者に対し、速やかに返還を通知し、期限を定めて返還させなければならない。

第13 延滞金

- 1 補助事業者は、第12の規定に基づき、返還の期日として定められた期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。
- 2 協議会は、やむを得ない事由があると認めるときは延滞金を減免することができる。

第14 地位の承継

- 1 補助金の交付決定を受けた補助事業者の地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 補助金の交付決定を受けた補助事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ別紙様式 15 による承継承認申請書を作成し、関係書類を添えて、農林総合事務所を通じて、I N A T O に提出するものとする。
- 3 I N A T O は、承継承認申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めた時は取りまとめの上、別紙様式 16 に関係書類を添えて、協議会に提出するものとする。
- 4 協議会は、前項の規定により提出された承継承認申請書が適正であると認められるときは、別紙様式 17 により承継を承認し、農林総合事務所を通じて、承継事業者に通知するものとする。

第 15 その他

- 1 事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、協議会長が別に定めることとする。
- 2 I N A T O は、この要領に定めのない事項に関し、事業の実施に必要な事項について、協議会長の承認を受けて、別に定めることとする。

附 則

この実施要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。